

資料5（6）例6：筑豊ブロック地域精神医療研究会会則 (福岡県嘉穂保健福祉環境事務所)

（名称）

第1条 会の名称は筑豊ブロック地域精神医療研究会として、略称をPNCとする。

※PNCは、public Health Nurse,Nurs,Case Worker(Psychiatric Social Worker) の頭文字からとったもの。

（目的）

第2条 会員相互の研鑽、相互理解、交流を図り、もって地域精神医療の創造、発展に資することを目的とする。

（会員）

第3条 筑豊地域の精神病院協会加盟病院及び県立保健所に所属し、会の主旨に賛同する者を会員とする。

- 2.全体は看護婦（士）、精神科ソーシャルワーカー、保健婦とする。
- 3.会の主旨に賛同し、参加を希望する者の入会は代表者会の承認を必要する。

（事業）

第4条 本会は次の事業を行う。

（1）研究会の開催

- 1.開催は年5回とする。
- 2.日時は開催月の第3金曜日、時間は13時30分から16時までとする。
- 3.担当施設は各地区持ち回りとし、病院が主体となり原則として管轄保健所と共に共催する。
- 4.テーマ、運営方法は担当施設の自由裁量とする。
- 5.上記項は原則とし、変更等は代表者会で定める。

（2）機関紙の発行

機関紙の名称は「PNC」とし、研究会毎に発行する。

（3）其他、本会の目的達成に必要な事項

（代表者会）

第5条 本会運営の決定機関であり、その細則は別に定める。

（会員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長1名 （2）副会長2名 （3）監事2名
- 2.会長は、福岡県精神病院協会筑豊ブロック選出理事より、理事の互選により選任する。
- 3.副会長は、福岡県精神病院協会筑豊地区婦長看護長協議会の代表1名と、筑豊地区保健所保健婦長の代表1名をもってあてる。
- 4.監事は、代表者会構成員の互選により、病院群から1名、保健所群から1名選出する。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表として研究会、代表者会を召集し、会を総轄する。

- 2.副会長は、会長を補佐しその任務を行う。
- 3.監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任務)

第8条 任期は、役員の所属する会の任期と連動する。尚、監事の任期は1年とし、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 代表者の要請により若干名置くことができる。

(会計)

第10条 事務局が会計を行なう。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 事務局を地域内に設置する。事務局は代表者会の要請に基づき、代表者会の案内状発送、機関紙の編集・発行、会計、其他運営に関する業務を遂行する。

(経費)

第12条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 筑豊ブロック地域精神衛生対策協議会補助金
(現在の名称：福岡県地域精神保健筑豊ブロック協議会)
- (2) 研究会開催時の担当施設からの補助金
- (3) 機関紙定期講読料
- (4) 其他の収入

(附則)

1.本会則は昭和62年2月1日から施行する。

代表者会細則

1. (目的) PNCの運営を円滑に行なうために本細則を設ける。
2. (構成) 各病院の、婦長・看護長、保健所の保健婦長を基本構成員とし、原則として各施設2名、並びに事務局をもって構成員とする。
3. (任務) PNCの目的を推進する為に運営、其他の事項について検討、決定、遂行する任を負う。
4. (会議) 会議の開催は代表者構成員をもって行なうが、顧問等代表者会が要請する者の参加を認める。
 - 2.会の開催は研究会の非開催月、原則的には翌月とする。
 - 3.日時は第3金曜日、13時30分から16時を原則とする。
 - 4.次回研究会担当施設が会議の会場設定、進行を行なう。
- 5.会議は前回研究会の反省・質疑応答・意見交換、次回の研究課題の説明・検討・案内、その他また、PNCの運営に関する事項について討議するものとする。
また、PNC活動および発展のための企画についても検討するものとする。
5. (議決) 議決は全会一致を原則とする。

PNC<筑豊ブロック地域精神医療研究会>

組織：PHN（保健婦）、Ns（看護婦）、CW（精神科ソーシャルワーカー）の組織
 筑豊にある保健所6→3、14 精神病院、1 クリニック職員で構成
 現在は市町村保健婦も会員としている
 会員は、機関紙定期購読料（1部100円）を払って支える
 持ち廻り制
 福岡県地域精神保健筑豊ブロック協議会から助成金

目的：(1) 研鑽
 (2) 相互理解
 (3) 人的交流

位置付け：地域精神医療の核は病院と保健所



サポートシステムの中心的役割

↑ ↑
 共同事業化

↑
 連携
 ↑
 相互理解

PNC講演、シンポジウム、事例研究テーマから；分野別分類

テーマ	7周年記念誌	その後
	S54~S61	S62~H10
地域精神医療	8	8
治療者的心構え、信頼関係	6	6
法的問題	6	9
ディケア、社会復帰	22	37
病院の開放化	4	2
家族に関わる諸問題	6	0
男女関係、結婚、出産	9	0
その他分裂病に関して	6	1
各種療法	9	11
老人問題	21	10
アルコール依存、覚醒剤中毒	6	10
合併症、その他の疾患	5	11
	108	105

PNCの流れ

I期；S.52.4～ 20～40名参加

病院1、保健所4 (S.53.11より6)

名称「保健婦看護婦研修会」

ディ・ケア通所者を対象に勉強と情報交換

II期；S.54.2～ 30～60名

病院3、保健所6

3病院持ち廻り制 (S.54.4～)

「筑豊ブロック地域精神医療研究会」 - PNC-に改名

III期；S.55.2～ 70～100名

病院13 (後14) 、保健所6 (一時地区外1カ所参加)

運営綱領作成 (S.55.4)

飯塚、他地区交互に持ち廻り制 (S.55.9～)

「PNC】機関紙発行 (S.55.12～)

* S.59.1代表者会にて、市町村保健婦に正式に案内状送付することを決定

IV期；S.61.2～

研究会年5回開催に変更

現在；平成10年11月 第100回

病院14、診療所1、保健所3 (←6) 、市町村保健婦

適宜他職種、福祉、職安、更に当事者、家族など参加

年5回開催 (第3金曜日午後) 、間に代表者会年5回

基本は病院と保健所の共同発表

形式は症例検討、講演、シンポジウム、実技講習など自由

資料5（7）例7：精神保健福祉事業（西宮市保健所）

西宮市保健所 健康増進課

精神保健福祉事業

精神保健施策は入院医療中心から「地域におけるケア体制へ」という流れを踏まえ、平成11年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の一部改正により、適正な医療、障害回復の程度に応じた社会復帰の一層の推進、市町村における福祉サービス事業の整備が求められている。精神障害者が住み慣れた地域で社会復帰や社会参加ができるよう「西宮市障害福祉推進計画」に基づき、地域生活支援事業の推進や在宅福祉サービス等の整備、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

また、平成15年度は障害者同士および地域住民との交流と、住民の精神障害への理解を深めることを目的に「ふれあいの祭典（運動会と交流会）」を開催した。

（1）精神障害者の医療

ア 措置入院

警察官等や市民からの「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との通報や申請に基づき、その状況を調査し、2名の精神保健指定医による診察を行い、その結果入院が必要と認められた場合、法第29条の規定により県知事の権限で入院措置をとる。

市では、保健所が通報を受理し、県へ連絡するとともに調査し、必要時診察に保健所職員が同行し、状況把握や保護者の指導、相談等を行っている。

イ 医療保護入院

管内病院からの法第33条による医療保護入院者の入院届出等を、保健所において受理している。

（医療保護入院に際して、精神障害者に保護者がない時、又はその義務を行うことができない時は、精神病院管理者から市長保護同意依頼書を受理し、事實を調査確認したうえ、市長が保護者となり入院に同意する。（法第21条））

・医療保護入院・応急入院届出状況

種別		13年度	14年度	15年度
医療保護入院	入院届	486	404	524
	退院届	373	333	390
	定期病状報告	190	155	155
応急入院届		2	3	2
計		1,051	895	1,071

・医療保護入院に際して市長が行う入院同意（市長同意書）

13年度	14年度	15年度
7	12	10

ウ 通院医療

法第32条の規定に基づき、精神障害者の適正医療を普及させるため、通院医療費の95%を医療保険及び公費で負担する通院医療費公費負担制度（県事業）。保健所においては、申請や患者票変更の受付窓口を行っている。

	13年度	14年度	15年度
通院医療費公費負担制度受給者数(人)	2,209	2,768	2,938

（2）地域精神保健福祉活動

ア 啓発事業

精神保健福祉に関する知識の普及啓発により、住民の「心の健康」の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、障害者を地域で支える環境づくりを推進している。また、アルコール対策として学習会や、市民健康フェアでアルコール依存症予防の催しを行っている。

普及啓発活動状況

講座名	実施回数	参加延人数	内 容
精神保健福祉に関する講演会	1	44	精神障害の理解
老人痴呆に関する講演会・講座	2	129	痴呆の理解、介護について
心のケア講座	2	54	うつ病の理解と予防
アルコール依存症に関する学習会	1	47	アルコール依存症の理解、家族の対応について
西宮市民健康フェア	1	239	アルコール体質チェック及び相談、パネル展示
地域における健康教育	19	974	心の健康づくり・精神保健福祉について
計	26	1,487	

イ 精神保健福祉相談

保健所において精神疾患、老人性痴呆、アルコール問題等について精神科医師や保健師による相談を実施している。

来所・電話相談の利用状況

区分	実施回数	相談実人数	相談延べ人数	相談内容						
				老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
定例相談日	42	69	78	2	14	3	0	1	1	57
相談日以外	随時	215	378	7	116	11	1	2	1	240
電話相談	随時	一	1,197	29	129	104	2	8	1	924

注：定例相談日は精神科医師による相談 相談日以外は保健師による相談

ウ 訪問指導・ケース検討

保健師が家庭を訪問し、本人及び家族に対して在宅療養指導や社会復帰のための支援を行っている。

訪問指導実施状況

実人数	延べ人数	内訳				
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	その他
248	905	10	620	7	0	268

また、処遇困難なケースや緊急性を持つケースに関し、受理会議や事例検討会、保健所保健福祉相談サービス調整推進会議を開催し、資質の向上、関係者の連携強化を図っている。

開催状況

区分	開催回数	助言者
受理会議	10	精神科医師
事例検討会	4	兵庫県精神保健福祉センター職員
保健所保健福祉相談サービス調整会議	8	関係機関職員等
合計	22	

エ 社会復帰及び社会参加支援

(ア) 社会復帰相談指導事業（保健所デイケア事業）

在宅の精神障害者が家庭生活や社会生活に適応するために、必要な知識を修得し、機能回復のため生活・作業指導やレクリエーションを行い、社会的自立を目指す。

実施状況

開催日	毎週月曜日・木曜日(2グループ)
実施回数	計89回(うち合同開催5回)
参加人数	実人数 44人 延べ人数 877人
スタッフ	保健師 作業療法士 栄養士 外部講師 ボランティア等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・手工芸等の創作活動・レクリエーション ・料理実習 ・運動プログラム(卓球・バドミントン・ソフトバレーボール・プール等) ・遠足・クリスマス会・初詣・観梅等

(イ) ふれあい交流事業

在宅精神障害者の日常生活の相談・支援等、誰もが気軽に参加できる場として開設している。

実施状況

開催日	毎週金曜日、偶数月第2火曜日
場所	西宮心のケアセンター
実施回数	52回
参加人数	実入数 8人 延べ人数 292人
内容	創作・ビデオ鑑賞・調理・スポーツ・クリスマス会等

(ウ) 小規模作業所支援活動

回復途上にある精神障害者が、地域社会や家庭で孤立することなく、社会参加や社会的自立を図れるように、5つの作業所が運営されている。その活動に対する技術援助や運営会議等への出席及び利用者に対する相談指導等を行っている。

区分	開設年月	登録者数	運営委員会	部会	訪問指導
くぬぎ共同作業所	平成1年1月	42	3	9	11
ハートフルクラブ作業所	平成12年4月 (平成8年度～11年度まで震災復興基金事業)	40	2	10	12
ひまわりファクトリー	平成13年4月	28	3	9	9
スパークス	平成14年4月	29	2	9	8
手づくり工房ふるふる	平成15年4月	14	2	10	8
	計	153	12	47	48

(エ) 精神障害者社会適応訓練事業（通院患者リハビリテーション事業）

病状の安定している精神障害者が、一定期間協力事業所に通い、現実の職場体験を通じて対人能力、仕事に対する持久力を養い社会的自立を図る事業(県事業)。保健所においては、協力事業所の登録や対象者からの申し込みを受け付け、訓練開始・継続の調査及び訓練生の相談指導を行っている。

実施状況

協力事業所	訓練生	調査、訪問指導件数
9か所	21(19)名	50

()は市内在住者の内数

(オ) 精神障害者居宅生活支援事業

精神障害者の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、平成14年度より、精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業、精神障害者地域生活援助事

業を実施している。

① 精神障害者居宅介護等事業

精神障害者保健福祉手帳所持者、又は精神障害による年金受給者の居宅をホームヘルパーが訪問して、食事、身体の清潔の保持等日常生活の介助等を行い、自立と社会復帰の支援を目的としている。

ホームヘルプサービス申請者に対してはケアマネジメントを導入し、精神障害者ケアマネジメント従事者（PSW）と地区保健師が調査訪問し、障害者本人の意志を尊重しつつケア計画を作成し、ケア会議にて総合的かつ継続的なサービスの提供の確保及び家庭訪問等によるモニタリング、評価等を行っている。

ホームヘルパー派遣の要否は、判定委員会（精神科医、精神保健福祉士等）で決定している。

ホームヘルプサービス実施状況

	利用実人数	派遣回数	判定委員会	ケア会議	ケアマネ(PSW)訪問件数
14年度	13	222	10回	10回	91件
15年度	23	896	12回	12回	120件

・ホームヘルパー研修の開催

ホームヘルパーが、精神障害者に対する必要な知識・技術を習得するため、養成講座（精神科医師の講話、当事者の話、各作業所実習等）を実施するとともに、派遣中のホームヘルパーに対し、フォローアップ研修を行い、資質の向上に努めた。

ホームヘルパー研修実施状況

	養成講座		フォローアップ研修	
	回数	参加者数	回数	参加者数
14年度	3	73	—	—
15年度	3	86	2	13

② 精神障害者短期入所事業

家族の病気、冠婚葬祭、事故等で在宅の生活が一時的に困難になった場合、精神障害者生活訓練施設等に入所し、介護サービスを受けることができる。（原則的に7日間）

ショートステイ利用実績

	利用実人数	利用延日数
14年度	2	8
15年度	2	10

③ 精神障害者地域生活援助事業

地域において精神障害者グループホーム（共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態）での生活を望む精神障害者に対し、

日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活の助長を図る。

グループホーム入居状況

	入居施設数	入居実人数
14年度	3	3
15年度	6	6

才 地区組織育成

(ア) 家族会等への支援

精神障害者が安定した療養生活や社会復帰ができるよう、また、家族自身が安定し、対処能力を回復向上できるよう、西宮くぬぎ家族会学習会や活動への支援及びディケア家族・初期家族のための保健所家族教室を行っている。

* 西宮くぬぎ家族会：昭和 59 年に精神障害者の地域家族会が発足し、平成 3 年に西宮くぬぎ家族会として組織化された。

・保健所家族教室及び西宮くぬぎ家族会合同学習会

月日	内 容	参加人数
4月23日 (水)	体験談 講師；精神障害者を抱える家族	34(19)
6月24日 (火)	病気を知る①～統合失調症について～ 講師；西宮市医師会精神科医師 新川 賢一郎氏	32(13)
8月27日 (水)	病気を知る②～薬について～ 講師；西宮市医師会精神科医師 高木 敬三氏	31(10)
10月22日 (水)	『暮らしに役立つ福祉制度』について 講師；向陽病院カウンセリング室主任 中村 悅子氏	39(11)
12月12日 (金)	病気を知る③～家族の関わり方～ 講師；西宮市医師会精神科医師 田中 穎氏	32(6)
2月25日 (水)	家族会活動を考える 講師；兵庫県精神障害者家族会連合会会長 西浦 三郎氏	30(10)
開催回数 6回		延べ人数 198(69)名

()内は、西宮くぬぎ家族会員以外の人数で内数である。

・保健所家族教室

月 日	内 容	参加人数
5月28日(水)	交流会	9
7月23日(水)		7
9月24日(水)		9
11月26日(水)		3
1月28日(水)		6
3月24日(水)		9
開催回数 6回		延人数 43名

* 西宮市くぬぎ家族会員以外の家族を対象として実施

(イ) 精神保健福祉ボランティア養成

地域社会において障害のある市民とない市民との日常的な交流や、ボランティア活動の推進を図るために、平成 13 年度より西宮社会福祉協議会と共に開催

催している。

また、平成13・14年度講座修了者を対象にフォローアップ講座を実施した。

実施状況

・精神保健福祉ボランティア養成講座

開催日	内 容	参加人数
10月17日	精神障害者の地域生活の現状と課題 講師：サポートセンター西明石 所長 青木 聖久氏	21
10月31日	グループワーク 西宮市の精神保健福祉の現状 講師：健康増進課課長補佐 斎藤 美由紀氏 ボランティア活動について 講師：社協ボランティアセンター所長 村上 淳氏	25
11月21日	共に支え合う社会を目指して～精神障害者の理解～ 講師：ただしメンタルクリニック 院長 田中 穎氏	23
12月19日	当事者・家族からのメッセージ 自助グループ代表 西宮くぬぎ家族会会長	18
1月15日	作業所職員・ボランティア体験者の話 市内5作業所職員 14年度ボランティア養成講座受講者	20
1月22日 ～2月10日	体験学習	19
2月20日	グループ討議～体験学習報告、自分達に出来ること～ 講師：サポートセンター西明石 所長 青木 聖久氏	19
開催回数	7回 参加実人数 28名 延べ人数	145

・精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座

	内 容	参加人数
4月25日	交流会 15年度計画	11
6月27日	学習会「精神障害者の理解、ボランティアとしての関わり方」 講師：ただしメンタルクリニック 院長 田中 穎氏	13
8月22日	学習会「社会復帰施設について」 ビデオ学習「いっしょにいこうよ～広がるボランティアの輪」	10
10月24日	施設見学：サポートセンター西明石	8
12月25日	デイケア クリスマス会	9
2月27日	他機関ボランティアとの交流	3
開催回数	6回 参加実人数 14名 延べ人数	54

力 地域精神保健福祉連絡会

地域における精神保健福祉業務を適性かつ円滑に遂行するため、関係機関との連携を強化するとともに、精神障害者の適正医療の確保、社会参加の推進及び地域住民のこころの健康増進を図るため、地域精神保健福祉連絡会を年1～2回開催している。

開催日	内 容	参加機関	人数
12月1日	保健所の精神保健福祉活動の取り組み報告 関係機関等の精神保健福祉に関する課題の提起及び検討	21	34

<参加機関>精神科病院、西宮市医師会、警察署、消防局、小規模作業所、家族会、民生児童委員、西宮市社会福祉協議会、西宮心の健康協会、行政関係など

キ 精神障害者地域支援連絡会

市内の精神障害者社会復帰支援者相互の連携と資質の向上を図り、障害者の社会復帰と自立を社会参加の促進に寄与することを目的とし、活動報告や情報交換を行っている。

実施状況

回数	参加機関	参加実人数	人数(延)
9	10	35	123

<参加機関>小規模作業所、精神科病院ケースワーカー、家族会、西宮市社会福祉協議会など

また、平成15年度に精神障害者地域支援連絡会の担当者が中心となり、市内のボランティアや関係者とともに「ふれあいの祭典実行委員会」を組織し、保健所デイケア通所者、市内精神障害者小規模作業所通所者、市内精神科病院外来患者の交流を目的とした「第1回ふれあいの祭典（運動会と交流会）」を開催した。

実施状況

参加機関	参加人数					計
	当事者	ボランティア	家族会	作業所職員	保健所職員等	
8	59	11	10	13	10	103

(3) こころのケアセンター事業

兵庫県が震災復興事業として各被災地域にこころのケアセンターを設置し、精神科医・心理相談員による相談や応急仮設住宅等への巡回訪問等を行っていたが、平成11年度をもって県事業が終結した。

西宮市では保健所政令市として、精神保健福祉業務の重要性から当該事業を承継し、こころのケア相談とすこやか健診におけるストレスチェック事業を「西宮心の健康協会」に委託し実施している。

ア こころのケア相談事業

ストレス等市民の精神的な悩みに心理相談員や精神科医師が電話や面接で相談に応じている。(月～金曜日)

気持ちが落ち着かない

夜眠れない

気が滅入る

ストレスが解消できないなど

さまざまな心の悩みについて

心理相談員、精神科医師による

相談を行っています



～西宮市保健所ホームページより～

相談件数

電話相談	来所相談	移動相談	計
1,330	95	112	1,537

イ ストレスチェック事業

精神的健康に関する啓発、ストレスの長期化・慢性化の防止を目的に、住民健診受診者に精神面のチェックを行うとともに、心理相談員等が相談に応じている。

実施件数

すこやか健診 受診者数	ストレスチェック 受診者数	個別相談者数
3,572	3,378	112

(4) その他

ア 精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障害の状態にあることを証することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付される（交付主体は県）。保健所において申請窓口事務を行っている。

手帳所持者数

1級	2級	3級	合計
205	535	184	924

イ 精神障害者社会復帰施設への助成

精神障害者の社会復帰の促進を図るために、小規模作業所及び福祉ホームの運営に補助金を交付している。

名 称	開設年月	運営主体	所在地
市内	精神障害者小規模作業所 「くぬぎ共同作業所」	平成1年1月 西宮くぬぎ 家族会	西宮市鳴尾町2丁目5-20
	精神障害者小規模作業所 「ハートフルアフターアクティビティ」	平成12年4月 N P O 法人 ハートフル	西宮市柳本町8-15
	精神障害者小規模作業所 「ひまわりアクトリー」	平成13年4月 西宮くぬぎ 家族会	西宮市鳴尾町1丁目12-23-105
	精神障害者小規模作業所 「スパークス」	平成14年4月 N P O 法人 N i C C L (西宮暮らしやすい 地域をめざす会)	西宮市田代町1-1-203
	精神障害者小規模作業所 「手づくり工房ふるふる」	平成15年4月 N P O 法人 ハートフル	西宮市森下町11-22
市外	精神障害者小規模作業所 「にじの家」	平成12年4月 にじの家 運営委員会	三田市三輪4-2-24
	精神障害者小規模作業所 「野いちごの家」	平成9年4月 ゆうわ会	神戸市北区有野町 3419-1
	精神障害者福祉ホーム 「鎌倉荘」	平成7年4月 医療法人 内海慈仁会	西宮市山口町下山口 1637番地の5

資料5（8）例8：精神保健福祉事業（兵庫県芦屋保健福祉事務所）

地域住民の精神保健の向上を図るために、市、医療機関、精神保健福祉センター、社会復帰施設等関係機関と連携しながら諸活動をしている。

なお、平成14年4月1日から法改正により精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担の申請窓口が、各都道府県から市町に移行し、最寄りの市役所・町役場で申請の手続き等ができるようになった。

1 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害があることを証明するもので

- ① 精神障害者に対する福祉的サービスを利用しやすくする
- ② 精神障害者の自立と社会参加を促進する

ことを目的として、平成7年10月1日から施行された制度である。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳のメリット

<兵庫県実施分>

- ① 税制の優遇措置・・・所得税・住民税の障害者控除、預貯金利子等の非課税他
- ② 県内公共施設の利用料の割引
- ③ 県・市営住宅の優先入居（1級、2級のみ）
- ④ 生活保護の障害者加算（1級、2級のみ）
- ⑤ 通院医療費公費負担申請の手続きの簡略化
- ⑥ NTT無料番号案内

<芦屋市実施分>

- ①芦屋市福祉金の支給

(2) 芦屋市の手帳交付件数（各年度3月31日現在）

年度 級	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1級	39	42	38
2級	88	111	110
3級	14	25	37
合計	141	178	185

2 通院医療費公費負担制度

精神障害者の通院医療を促進し、適正な医療の確保を目的として、外来で精神科医療を受ける際の自己負担分が軽減される。

（各年度3月31日現在）

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
当所での件数	381	470	492